

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十八年第三回東京都議会定例会の招集……（財務局主計部議案課）……一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……（主税局課税部課税指導課）……一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部管理法人課）……一
- 特定非営利活動法人の認定……（同）……三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……（同）……三
- 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……（同）……三
- 住民監査請求に係る監査結果に基づき知事が講じた措置の公表……（東京都監査委員）……四

告示

●東京都告示第千五百七十九号
平成二十八年第三回東京都議会定例会を、九月二十八日

に招集する。

平成二十八年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千五百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、中央建設国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

変更事項 変更前 変更後 変更年月日
組合員の 熊本県熊本市中 熊本県熊本市東 平成二十八
範囲に係 中央区九品寺一丁目 区健軍四丁目五 年五月二十
るもの 目十七番九号 番三号 九日

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
株式会社 嶋田 昭平 江戸川区船堀七丁目 平成二十八年

乙女屋本

目二番十号

六月三十日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
米輪商事 沖見 勝也 中央区銀座六丁目 平成二十八
株式会社 七番一号 六月三十日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五
條第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があったので、同條第五項において準用する同法
第十條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八條
において準用する同規則第三條の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十八年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日
平成二十八年六月三十日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人修繕コンサルタント紹介機構</p> <p>三 代表者の氏名 吉野 笙一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚五丁目三番十一一〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、建物修繕の知識と情報の普及に関する事業を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジューズ</p> <p>三 代表者の氏名 小笠原 悦子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区西浅草三丁目二十二番三号 浅草タワー 二二一八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、競技スポーツ、生涯スポーツ及び学校教育(以下これらを「スポーツ」)に関わるすべての人々に対して、男女共同参画社会の形成の促進を図る手段として、スポーツにおける女性の参加促進、女性がリーダーの地位に就く機会の増加を促し、またその女性の資質及び社会的地位の向上を目指し、スポーツの教育・振興に関する国内的及び国際的な組織との連携によって啓</p>	<p>発及び支援活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会</p> <p>三 代表者の氏名 平井 雅</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目十二番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、社会全般に対して、ファシリテーションの研究・教育・支援・交流に関する事業を行い、ファシリテーションの普及に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境汚染等から呼吸器病患者を守る会</p> <p>三 代表者の氏名 灰田 美知子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区北青山一丁目六番一の一〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、近年の環境汚染、ストレス、喫煙、食生</p>	<p>活の変化等が主原因と思われる、気管支喘息(Asthma)をはじめとする、一般呼吸器疾患患者を対象に病状実態の認識向上への貢献、および同病の治療に精神的、薬事的な知識の支援、経済的アドバイス等を実施することを主目的とする。</p> <p>上記の患者対象の活動のみならず、潜在患者等の発病防止のため、環境汚染防止諸対策に寄与する諸活動を実施することにより、一層の目的の普及と達成をはかる。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人パブリックウエア推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 魚井 徹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区前野町六丁目十番二一六〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 公共財としての情報システムは、社会に対してその再利用性および経済合理性を明確に説明する責任を負う。その責任はソフトウェアの必要な機能説明(極限としてソースコードの公開)からソフトウェアとハードウェアを含めた全体システムの性能評価や運用・管理体制とその経済合理性に及ぶ。本法人の目的は、情報通信システムの公共性から今後益々重要となると確信されるパブリックウエアに関して、</p> <p>(1) パブリックウエア概念の普及啓発活動</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人パブリックウエア推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 魚井 徹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区前野町六丁目十番二一六〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 公共財としての情報システムは、社会に対してその再利用性および経済合理性を明確に説明する責任を負う。その責任はソフトウェアの必要な機能説明(極限としてソースコードの公開)からソフトウェアとハードウェアを含めた全体システムの性能評価や運用・管理体制とその経済合理性に及ぶ。本法人の目的は、情報通信システムの公共性から今後益々重要となると確信されるパブリックウエアに関して、</p> <p>(1) パブリックウエア概念の普及啓発活動</p>
---	--	--	---	--	--

<p>四 認定の有効期間 平成二十八年八月三十日から平成三十三年八月二十九日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変 更の届出について</p>	<p>二 代表者の氏名 西山 徹</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区八丁堀二丁目三十番十六号 丸高八丁堀ビル二階</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人バイオ未来キッズ</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 平成二十八年九月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>(2) パブリックウエアに関する研究開発</p> <p>(3) パブリックウエア関連技術者教育システムの開発</p> <p>(4) パブリックウエアの観点からの情報システム評価法の確立</p> <p>といった活動を行うことで、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年九月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>二 代表者の氏名 森 啓一</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター</p>	<p>二 代表者の氏名 石川 晶生</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目三番十三号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター</p> <p>特定非営利活動法人グリーンフケア・サポートプラザ 平成二十八年九月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年九月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人グリーンフケア・サポートプラザ</p> <p>二 代表者の氏名 藤井 忠幸</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目二番六号 カルム第二赤坂一〇</p>
<p>仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年九月十四日</p>	<p>四 その他の事務所の所在地 大阪府大阪市中央区農人橋一丁目一番八―九〇二号</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区東五反田一丁目二十五番十九号</p> <p>二 代表者の氏名 平林 克敏</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人コアネット</p> <p>仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 平成二十八年九月十四日</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人日本盲人マラソン協会</p> <p>二 代表者の氏名 羽毛田 信吾</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷二丁目九番八号</p> <p>東京都新宿区大久保三丁目十番一号</p>

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人なかよし会

二 代表者の氏名

岡崎 昌史

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井の頭二丁目二十一番十八号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第9項の規定により、住民監査請求に係る東京都監査委員の勧告に基づき東京都知事が講じた措置を次のとおり公表する。

平成28年9月14日

東京都監査委員	山 加	朱 美
東京都監査委員	吉 倉	正 美
東京都監査委員	友 湖	宗 治
東京都監査委員	岩 田	喜 美 枝
東京都監査委員	松 本	正 一 郎

28財経総第1189号
平成28年8月26日

東京都監査委員 殿

東京都知事 小池 百合子

「知事専用車の使用を違法・不当としてその使用に要した経費の返還を求める住民監査請求 (その4) 監査結果」の勧告に基づき講じた措置について

平成28年8月1日付28監総第383号により勧告のおつた標記のことに
ついて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたので、
下記のとおり通知します。

記

1 対応の内容

標記勧告の趣旨に基づき、知事専用車運行に係る経費について、8月17日付で前知事に請求を行った。

なお、本件請求に先立ち、前知事から勧告に遵い経費負担を行う旨の申し出があり、19日付けの納付について確認済みである。

2 請求金額 (既納)

65,029円

発行	東京都
東京	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話	〇三(五三三二)一三三二(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	勝美印刷株式会社
東京	東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話	〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号	113-0001

